平成28年(あ)第543号 詐欺未遂,強盗殺人,死体遺棄被告事件 平成30年12月21日 第二小法廷判決

主

本件上告を棄却する。

理由

弁護人宮村啓太,同中野比登志,同石村信雄の上告趣意のうち,憲法36条違反をいう点は,死刑制度が憲法の同規定に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁,最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁,最高裁昭和32年(あ)第2247号同36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁)とするところであるから,理由がなく,その余は、判例違反をいう点を含め、実質は事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み記録を調査しても、本件について、刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

本件は、被告人が、親交のある資産家夫妻を殺害してその所持品を強奪した上、 死体を土中に埋めて遺棄し、強奪したクレジットカードを不正に使用して約381 万円相当の新幹線回数券50冊をだまし取ろうとしたが、未遂に終わったという強 盗殺人、死体遺棄、詐欺未遂の事案である。量刑判断の中心となる強盗殺人の犯行 は、クレジットカード等を強奪するために、夫妻を巧みに誘い出し、自動車内で夫 妻に多量の睡眠薬を服用させて睡眠状態に陥らせ、夫妻の首にそれぞれロープを掛け、自動車の後部ドア枠上部に引っ掛けたフックにロープを通し、これを引っ張って夫妻を絞殺したというものであり、被告人は、あらかじめ、殺害に用いる自動 車、睡眠薬、ロープ、フック等を準備したほか、死体を埋めるための土地を購入して穴を掘るなどしている。本件強盗殺人は、周到に準備された高度に計画的な犯行 というほかなく、被告人の殺意も強固である。何ら落ち度のない被害者 2 名の生命 を奪った結果は重大であり、遺族が峻烈な処罰感情を示しているのも当然である。

以上のような事情に照らせば、被告人の刑事責任は極めて重いというほかなく、被告人が死体遺棄及び詐欺未遂の事実を認めていること、被告人に前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、やむを得ないものとして、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条により、裁判官全員一致の意見で、主文のと おり判決する。

検察官菅野俊明, 同飯島泰 公判出席

(裁判長裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸 裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守)